

第440回東京地方最低賃金審議会

資料目次（その1）

資料1	東京地方最低賃金審議会 委員名簿（第48期）	1
資料2	2024年 春季賃上げ要求・妥結状況（2024年5月16日現在）	5
資料3	労働経済関係資料	13
資料4	業務改善助成金のご案内	19
資料5	令和5年度 地域別最低賃金改定状況	25

東京地方最低賃金審議会 委員名簿
(第48期)

東京地方最低賃金審議会委員名簿（第48期）

令和5年5月17日任命
 ※令和6年3月31日任命

（公益代表委員）

○	けん じょう よし かず 権 丈 善 一	慶応義塾大学商学部 教授
◎	つ る つよし 都 留 康	一橋大学 名誉教授
	なが なわ きょう こ 永 縄 恭 子	弁護士
	なり た たい こ 成 田 妙 庫	特定社会保険労務士
	ほん だ あつ こ 本 田 敦 子	弁護士
	むら かみ あや 村 上 文	帝京大学法学部 教授

（労働者代表委員）

	おお しま た ろう 大 島 太 郎	基幹労連東京都本部 事務局長
	かね こ とみ のり 金 子 富 紀※	電機連合東京地方協議会 事務局長
	こう の あや 高 野 文	パイオニア労働組合本社広域支部 執行委員長
	さわ のぼり ゆう こ 澤 登 祐 子	UAゼンセン東京都支部 主任
	せい の あきら 清 野 彰	JAM東京千葉 書記長
	つち や りょう 土 屋 亮	運輸労連東京 執行委員長

（使用者代表委員）

	おお つじ とし ふみ 大 辻 俊 文	TOPPANエッジ株式会社 総務部部長
	か とう ひとし 加 藤 仁	東京都中小企業団体中央会 常勤参事
	かみ なお たけ 神 尚 武	一般社団法人東京経営者協会 総務部長
	きよ た もと ひろ 清 田 素 弘	東京商工会議所 産業政策第二部 副部長
	こ ばやし ひと し 小 林 仁 志	首都商工協同組合 理事
	ほう たい ゆう すけ 布 袋 悠 介	三菱重工業株式会社 HR戦略部 次長

◎=会長 ○=会長代理 （五十音順）

2024 年 春季賃上げ要求・妥結状況
(2024 年 5 月 16 日現在)

2 要求状況（加重平均）

2024年 春季賃上げ 要求状況（加重平均）

2024年5月16日 現在

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全都)

産 業 区 分	平均 年齢	平均 賃金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃 上 げ 率	
			件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額				
漁 業	35.0	278,360			1	14,000			1	14,000	16.67	12,000	5.03	
鉱業、採石業、砂利採取業	39.9	350,000					1	32,000	1	32,000	72.97	18,500	9.14	
建 設 業	39.1	377,793	3	11,079	2	10,436	9	23,288	14	22,403	29.04	17,361	5.93	
製 造 業	39.8	330,015	36	19,318	45	16,590	94	18,581	175	18,434	38.21	13,338	5.59	
内 訳	食料品、たばこ	38.9	325,069			5	15,458	16	19,086	21	18,813	32.21	14,230	5.79
	織 維、衣 服	42.1	319,110	1	3,858	3	15,586	3	18,091	7	16,981	14.25	14,863	5.32
	木材、家具装備品	39.0	323,000					1	13,949	1	13,949	65.61	8,423	4.32
	パルプ、紙、紙製品	42.6	300,565			2	13,289	3	15,342	5	15,076	105.96	7,320	5.02
	印刷・同関連	42.1	275,003	7	24,806	1	7,089	1	13,500	9	16,309	-4.44	17,067	5.93
	化 学 工 業	39.5	352,459	1	20,000	9	16,856	13	15,007	23	15,307	31.63	11,629	4.34
	石 油 ・ 石 炭 製 品													
	プラスチック製品	38.1	250,000	1	20,000					1	20,000	17.65	17,000	8.00
	ゴ ム 製 品	39.8	283,491	1	12,000			1	7,276	2	7,437	20.48	6,173	2.62
	なめし革・毛皮													
	窯業・土石製品	38.4	302,396	1	23,000	2	12,926	3	14,884	6	15,570	69.96	9,161	5.15
	鉄 鋼 業	38.0	294,569	1	11,000	2	7,373	5	28,573	8	25,767	163.87	9,765	8.75
	非 鉄 金 属	38.7	304,342	1	11,000			4	23,992	5	23,936	192.19	8,192	7.86
	金 属 製 品	38.3	251,670	2	13,818	2	17,407	2	14,935	6	15,293	23.05	12,428	6.08
	機 械 器 具 製 造 業	39.4	326,520	10	21,413	8	17,117	20	18,989	38	18,773	18.17	15,886	5.75
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	41.0	345,274	5	16,848	6	20,305	6	16,178	17	17,207	35.38	12,710	4.98
	電気機械器具	39.5	345,966	1	12,081	1	13,000	1	18,495	3	17,421	20.29	14,482	5.04
	情報通信機械器具製造業	39.9	335,789	1	17,642	1	40,000	4	19,657	6	19,646	48.22	13,255	5.85
	輸送用機械器具	39.4	333,022	2	24,097	2	16,808	9	19,557	13	19,513	42.42	13,701	5.86
そ の 他 製 造	42.8	330,264	1	15,890	1	9,427	2	14,172	4	14,064	8.30	12,986	4.26	
電気・ガス・熱供給・水道業	35.8	315,181	1	14,730					1	14,730	28.61	11,453	4.67	
情 報 通 信 業	40.5	361,910	22	15,910	5	20,242	12	14,585	39	15,245	40.08	10,883	4.21	
内 通 信 ・ 放 送	39.0	337,704	1	18,500					1	18,500	125.91	8,189	5.48	
情報サービス	40.6	325,223	1	17,701	1	12,000	10	16,693	12	16,472	57.40	10,465	5.06	
記 情 報 制 作 (出 版 等)	40.4	436,727	20	15,682	4	24,167	2	7,972	26	12,732	8.39	11,746	2.92	
運 輸 業 ・ 郵 便 業	43.2	304,579	8	15,474	10	16,813	16	14,756	34	14,913	14.72	13,000	4.90	
内 私 鉄 ・ バ ス	43.4	310,969	1	10,000	3	16,449	7	19,800	11	19,273	76.30	10,932	6.20	
道 路 貨 物 運 送	44.1	300,913	5	16,000	2	16,161	5	11,015	12	11,115	-16.35	13,288	3.69	
記 そ の 他 運 輸	35.4	299,572	2	15,288	5	18,813	4	22,112	11	21,353	-0.47	21,453	7.13	
卸 売 ・ 小 売 業	42.9	311,976	8	12,633	7	12,909	25	15,901	40	15,577	21.51	12,819	4.99	
金 融 ・ 保 険 業	37.7	335,484			2	15,282	1	15,000	3	15,180	34.99	11,245	4.52	
不動産業、物品賃貸業														
学術研究、専門・技術サービス業	41.6	345,743	3	16,293	1	12,875	2	17,843	6	17,520	46.78	11,936	5.07	
宿泊業、飲食サービス業	40.2	298,388			3	16,846	6	18,564	9	18,409	40.03	13,146	6.17	
生活関連サービス業、娯楽業	41.6	289,833					1	14,491	1	14,491	155.44	5,673	5.00	
医 療 ・ 福 祉	40.8	338,574			2	17,887	1	40,000	3	33,542	1.43	33,070	9.91	
教育、学習支援	44.6	242,681	4	12,698					4	12,698	19.76	10,603	5.23	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	49.0	225,000					1	19,500	1	19,500	85.71	10,500	8.67	
サ ー ビ ス 業 (そ の 他)	43.5	290,736	2	19,273			5	17,762	7	17,782	80.51	9,851	6.12	
総 平 均	41.0	326,273	87	16,679	78	16,228	174	17,560	339	17,424	31.64	13,236	5.34	

- (注) (1) 金額は原則として組合員平均である。
(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。
(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

3 妥結状況（加重平均）

2024年 春季賃上げ 妥結状況（加重平均）

2024年5月16日 現在

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全 都)

産 業 区 分	平均 年 齢	平均 賃 金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃 上 げ 率	
			件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額	件数	平均 額				
漁 業	35.0	278,360			1	11,300			1	11,300	-19.29	14,000	4.06	
鉱業、採石業、砂利採取業	39.9	350,000					1	29,000	1	29,000	56.76	18,500	8.29	
建 設 業	38.4	384,156	1	9,297	2	10,414	7	25,815	10	24,913	30.80	19,047	6.49	
製 造 業	39.9	331,043	26	13,260	33	15,047	77	18,503	136	18,158	45.53	12,477	5.49	
内	食料品、たばこ	38.9	325,141			4	13,607	16	18,098	20	17,764	44.20	12,319	5.46
	織 維、衣 服	41.7	318,195	1	3,858	2	8,006	2	17,042	5	13,901	35.43	10,264	4.37
	木材、家具装備品	39.0	323,000					1	9,016	1	9,016	7.04	8,423	2.79
	パルプ、紙、紙製品	42.6	304,571			2	13,756	2	8,982	4	9,703	60.86	6,032	3.19
	印刷・同関連	42.0	281,150	4	7,364	1	7,089	1	13,500	6	12,276	10.48	11,112	4.37
	化 学 工 業	40.3	353,590	1	7,000	5	15,854	8	16,953	14	16,640	39.82	11,901	4.71
	石 油 ・ 石 炭 製 品													
	プラスチック製品	38.1	250,000	1	13,600					1	13,600	100.00	6,800	5.44
	ゴ ム 製 品	39.8	283,491	1	7,000			1	7,276	2	7,267	23.88	5,866	2.56
	なめし革・毛皮													
	窯業・土石製品	38.4	304,631	1	16,500	1	15,577	3	12,204	5	12,972	38.53	9,364	4.26
	鉄 鋼 業	37.8	299,571			1	10,000	3	35,503	4	33,967	274.87	9,061	11.34
	非 鉄 金 属	38.7	304,663					4	23,215	4	23,215	189.57	8,017	7.62
	金 属 製 品	41.7	272,240	2	11,545	2	11,506	1	15,475	5	11,645	99.33	5,842	4.28
機 械 器 具 製 造 業	39.5	328,295	8	12,814	7	16,806	16	18,850	31	18,351	24.45	14,746	5.59	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	41.1	349,991	3	10,530	5	15,543	5	17,094	13	16,531	47.35	11,219	4.72	
電気機械器具	39.5	345,966	1	12,081	1	13,090	1	18,495	3	17,429	82.60	9,545	5.04	
情報通信機械器具製造業	39.9	335,789	1	17,642	1	4,748	4	19,657	6	19,626	43.52	13,675	5.84	
輸送用機械器具	39.4	334,469	1	22,731	1	13,065	7	19,827	9	19,755	39.99	14,112	5.91	
そ の 他 製 造	42.8	330,731	1	15,890			2	10,792	3	10,873	14.67	9,482	3.29	
電気・ガス・熱供給・水道業														
情 報 通 信 業	41.0	362,908	16	11,439	3	13,542	11	14,296	30	14,075	52.86	9,208	3.88	
内	通 信 ・ 放 送	39.0	337,704	1	15,100				1	15,100	52.94	9,873	4.47	
情報サービス	41.4	337,904	1	16,701	1	14,081	9	16,741	11	16,593	74.24	9,523	4.91	
訳	情報制作(出版等)	40.1	416,805	14	10,686	2	12,936	2	7,596	18	8,656	1.52	8,526	2.08
運 輸 業、 郵 便 業	43.5	305,926	6	5,040	6	13,586	14	12,179	26	12,189	54.06	7,912	3.98	
内	私 鉄 ・ バ ス	43.3	314,679	1	10,000	2	13,764	7	18,217	10	17,762	115.22	8,253	5.64
道路貨物運送	44.1	301,141	4	4,696	2	9,032	5	8,509	11	8,472	10.27	7,683	2.81	
訳	そ の 他 運 輸	35.4	289,669	1	3,284	2	16,418	2	15,610	5	15,489	90.33	8,138	5.35
卸 売 ・ 小 売 業	43.0	314,722	8	9,739	6	12,475	20	12,439	34	12,396	25.75	9,858	3.94	
金 融 ・ 保 険 業	34.9	313,052			1	16,638	1	15,000	2	15,653	123.61	7,000	5.00	
不動産業、物品賃貸業														
学術研究、専門・技術サービス業	40.2	325,858	2	16,446			1	13,000	3	14,404	53.82	9,364	4.42	
宿泊業、飲食サービス業	41.2	318,750			3	14,366	5	24,728	8	23,534	54.73	15,210	7.38	
生活関連サービス業、娯楽業	41.6	289,833					1	15,940	1	15,940	87.31	8,510	5.50	
医 療、 福 祉	42.3	364,786			1	4,500			1	4,500	0.00	4,500	1.23	
教育、学習支援	43.4	238,461	3	8,422					3	8,422	23.73	6,807	3.53	
複合サービス事業	49.0	225,000					1	13,912	1	13,912	34.87	10,315	6.18	
サービス業(その他)	44.4	293,332	2	13,085			4	9,933	6	9,983	42.23	7,019	3.40	
総 平 均	41.2	327,874	64	11,634	56	13,818	143	16,463	263	16,179	44.40	11,204	4.93	

- (注) (1) 金額は原則として組合員平均である。
(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。
(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

4 過去 10 年間の要求・妥結結果 (2015 年～2024 年)

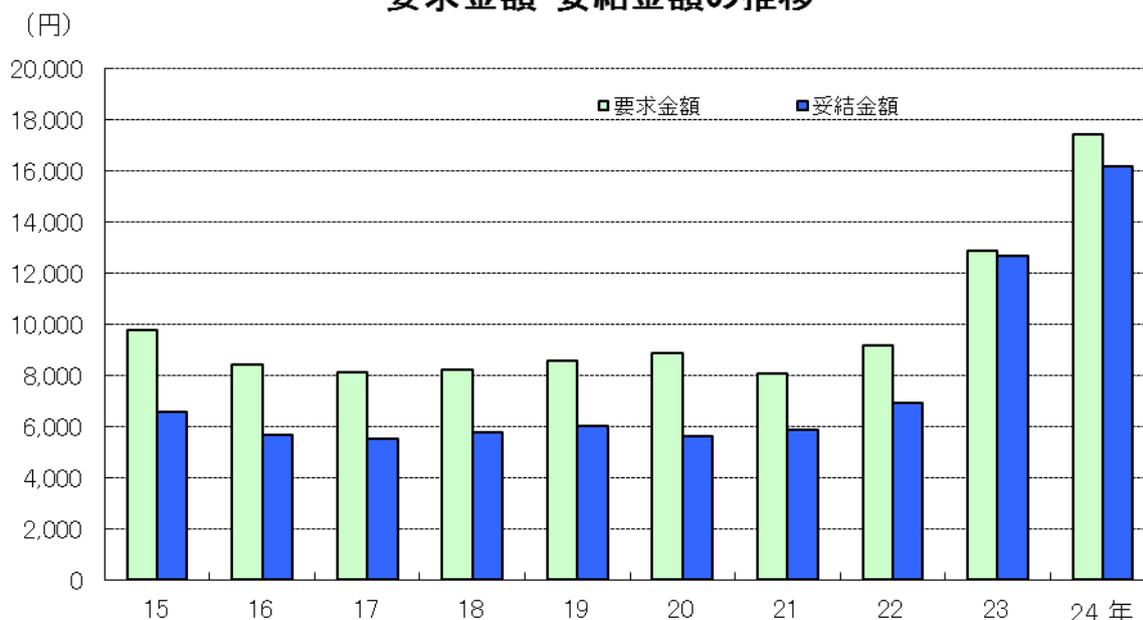
年	要 求			妥 結		
	金額 (円)	対前年比 (%)	賃上げ率 (%)	金額 (円)	対前年比 (%)	賃上げ率 (%)
2015	9,748	22.17	3.13	6,546	9.25	2.10
2016	8,400	△11.93	2.64	5,664	△10.48	1.78
2017	8,112	△4.91	2.57	5,496	△5.23	1.74
2018	8,203	3.78	2.56	5,739	8.36	1.79
2019	8,569	△1.27	2.72	6,001	△4.79	1.90
2020	8,875	△1.00	2.87	5,594	△3.62	1.80
2021	8,037	△11.66	2.51	5,862	△1.74	1.83
2022	9,160	17.74	2.90	6,866	20.50	2.16
2023	12,837	35.11	4.00	12,642	81.04	3.92
2024 (5月16日現在)	17,424	31.64	5.34	16,179	44.40	4.93

(注 1) 2024 年を除いて、各年とも東京都の最終結果である。

(注 2) 数値は加重平均 (組合員一人当たりの平均) である。

(注 3) 「対前年比」は同一労組の前年実績との比較であり、前年最終結果との比較ではない。

要求金額・妥結金額の推移



注 2024年は中間発表の数値である一方、2023年以前は最終結果の数値であるため、単純に比較はできない。

労働経済関係資料

労働経済関係資料 (その1)

年月	雇用・賃金・労働時間「毎月勤労統計調査」																労働市場			
	東京都								全国								東京都		全国	
	現金給与総額 (月間)		実質賃金指数		総実労働時間数 (月間)				現金給与総額 (月間)		実質賃金指数		総実労働時間数 (月間)				求人倍率 (季調値)		求人倍率 (季調値)	
	(千人)	(円)	令和2年平均=100		(時間)				(千人)	(円)	令和2年平均=100		(時間)				(倍)		(倍)	
総産業	総額	定期給与	特別給与	総産業	総数	所定内	所定外	産業計	総額	定期給与	特別給与	産業計	総数	所定内	所定外	新規	有効	新規	有効	
令和元年	8,118	414,622	328,799	85,823	101.4	138.1	126.7	11.4	50,784	322,552	264,180	58,372	101.2	139.1	128.5	10.6	3.49	2.10	2.42	1.60
令和2年	8,064	408,589	327,112	81,477	100.0	134.5	124.2	10.3	45,760	318,405	257,258	12,679	100.0	135.1	124.7	9.9	2.55	1.45	1.95	1.18
令和3年	8,003	412,797	331,358	81,439	101.2	137.6	126.4	11.2	51,893	319,461	263,739	55,722	100.6	136.1	126.4	9.7	2.39	1.19	2.02	1.13
令和4年	7,967	424,429	336,842	87,587	101.1	138.4	126.7	11.7	51,342	325,817	267,461	58,356	99.6	136.1	126.0	10.1	3.00	1.49	2.26	1.28
令和5年	8,096	432,475	344,041	88,434	99.2	139.9	—	—	52,282	329,778	270,229	59,549	97.1	136.3	126.3	10.0	3.55	1.78	2.29	1.31
令和5年1月	7,987	353,298	337,787	15,511	81.7	131.8	120.5	11.3	51,704	276,984	265,874	11,110	82.5	128.0	118.3	9.7	3.44	1.74	2.35	1.35
2	7,985	346,017	335,606	10,411	80.6	135.2	123.5	11.7	51,636	271,143	266,160	4,983	81.4	133.3	123.3	10.0	3.56	1.76	2.33	1.34
3	7,950	390,249	344,651	45,598	91.4	143.0	130.5	12.5	51,404	292,546	268,979	23,567	87.4	138.0	127.5	10.5	3.51	1.77	2.31	1.32
4	8,103	375,459	349,753	25,706	87.3	144.6	132.1	12.5	52,017	284,595	272,918	11,677	84.3	140.8	130.3	10.5	3.53	1.78	2.25	1.32
5	8,125	374,198	344,243	29,955	86.2	137.5	126.1	11.4	52,211	284,998	270,132	14,866	84.4	133.6	123.9	9.7	3.48	1.78	2.32	1.32
6	8,117	666,809	345,211	321,598	153.6	147.0	135.1	11.9	52,413	461,811	271,968	189,843	136.8	142.4	132.4	10.0	3.60	1.78	2.31	1.31
7	8,121	471,239	345,248	125,991	108.0	142.4	130.7	11.7	52,557	380,063	271,540	108,523	111.9	138.6	128.6	10.0	3.62	1.78	2.27	1.30
8	8,114	354,679	344,027	10,652	81.1	137.1	126.2	10.9	52,509	281,714	269,215	12,499	82.7	131.8	122.5	9.3	3.78	1.81	2.31	1.30
9	8,128	363,291	345,180	18,111	83.0	139.4	128.1	11.3	52,549	277,700	270,192	7,508	81.3	136.5	126.6	9.9	3.57	1.81	2.25	1.29
10	8,151	356,965	343,376	13,589	80.5	141.0	129.2	11.8	52,654	279,232	271,955	7,277	80.9	138.3	128.0	10.3	3.51	1.81	2.25	1.29
11	8,184	370,614	346,789	23,825	83.9	141.3	129.5	11.8	52,824	289,905	271,785	18,120	84.3	138.3	128.0	10.3	3.50	1.78	2.25	1.27
12	8,193	760,534	346,436	414,098	172.4	138.7	127.2	11.5	52,909	572,334	271,908	300,426	166.5	136.1	126.0	10.1	3.45	1.77	2.25	1.27
令和6年1月	8,512	367,844	346,767	21,077	83.3	131.3	120.3	11.0	50,277	287,563	274,770	12,793	83.5	128.7	119.1	9.6	3.48	1.74	2.28	1.27
2	8,494	354,629	344,703	9,926	80.1	134.9	123.4	11.5	50,249	281,087	276,230	4,857	81.7	134.6	124.5	10.1	3.75	1.76	2.26	1.26
3	8,471	394,532	351,716	42,816	88.9	138.1	125.8	12.3	50,034	302,060	279,231	22,829	87.5	136.3	125.8	10.5	3.85	1.76	2.38	1.28
4									50,628	295,709	283,316	12,393	85.2	141.5	131.0	10.5	3.34	1.73	2.17	1.26
5																				
	前年比・前年同月比 (%)																前年差・前月差			
令和元年	1.9	0.3	0.5	—	△ 0.6	△ 2.0	△ 2.5	4.6	2.0	△ 0.4	△ 0.2	△ 1.0	△ 1.0	△ 2.2	△ 2.2	△ 1.9	0.09	△ 0.03	0.03	△ 0.01
令和2年	△ 0.7	△ 1.3	△ 0.5	—	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.0	△ 9.6	1.0	△ 1.2	△ 0.7	△ 3.6	△ 1.2	△ 2.8	△ 2.0	△ 13.2	△ 0.94	△ 0.65	△ 0.47	△ 0.42
令和3年	△ 0.8	0.9	1.3	—	1.2	2.3	1.7	8.6	1.2	0.3	0.5	△ 0.8	0.6	0.6	0.4	5.1	△ 0.16	△ 0.26	0.07	△ 0.05
令和4年	—	2.8	1.7	—	△ 0.1	0.6	0.3	4.5	0.9	2.0	1.4	4.6	△ 1.0	0.1	△ 0.3	4.6	0.61	0.30	0.24	0.15
令和5年	1.7	1.8	2.1	—	△ 1.9	1.1	—	—	1.9	1.2	1.1	1.9	△ 2.5	0.1	0.2	△ 0.9	0.55	0.29	0.03	0.03
令和5年1月	1.0	2.0	2.2	—	△ 3.2	0.3	0.2	0.9	1.6	0.8	0.9	△ 1.3	△ 4.1	△ 1.1	△ 1.3	1.1	0.16	0.01	△ 0.04	0.00
2	1.2	1.3	1.7	—	△ 2.7	3.3	3.2	3.6	1.8	0.8	0.9	2.2	△ 2.9	2.4	2.3	2.1	0.12	0.02	△ 0.02	△ 0.01
3	1.3	2.5	2.1	—	△ 0.7	2.6	2.8	0.0	1.7	1.3	0.5	11.6	△ 2.3	0.9	1.0	1.0	△ 0.05	0.01	△ 0.02	△ 0.02
4	1.5	2.2	2.1	—	△ 0.9	0.6	0.6	0.8	1.8	0.8	0.8	0.7	△ 3.2	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.9	0.02	0.01	△ 0.06	0.00
5	1.5	3.6	2.3	—	△ 0.2	2.9	2.9	1.8	1.8	2.9	1.6	35.9	△ 0.9	2.0	2.1	0.0	△ 0.05	0.00	0.07	0.00
6	1.5	3.2	2.6	—	△ 0.6	1.2	1.3	0.8	1.8	2.3	1.4	3.5	△ 1.6	0.1	0.2	0.0	0.12	0.00	△ 0.01	△ 0.01
7	1.6	0.3	1.3	—	△ 3.5	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.9	1.8	1.1	1.3	0.6	△ 2.7	△ 1.0	△ 0.9	△ 2.0	0.02	0.00	△ 0.04	△ 0.01
8	1.8	1.8	2.3	—	△ 1.8	1.1	1.2	0.0	1.8	0.8	1.2	△ 6.3	△ 2.8	△ 0.3	△ 0.2	△ 1.1	0.16	0.03	0.04	0.00
9	1.7	1.4	2.1	—	△ 2.0	0.3	0.5	△ 1.8	1.9	0.6	0.9	△ 8.6	△ 2.9	△ 0.6	△ 0.3	△ 3.0	△ 0.21	0.00	△ 0.06	△ 0.01
10	2.0	1.3	1.2	—	△ 2.7	1.5	1.7	△ 1.6	1.9	1.5	1.2	13.7	△ 2.3	0.8	1.0	△ 1.8	△ 0.06	0.00	0.00	0.00
11	2.3	3.0	2.9	—	△ 0.2	1.1	1.2	△ 0.8	2.1	0.7	1.0	△ 3.9	△ 2.5	△ 0.3	△ 0.1	△ 1.8	△ 0.01	△ 0.03	0.00	△ 0.02
12	2.2	0.3	2.7	—	△ 2.5	△ 0.5	△ 0.3	△ 3.3	2.0	0.8	1.2	0.5	△ 2.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 3.8	△ 0.05	△ 0.01	0.00	0.00
令和6年1月	2.2	2.5	1.4	—	0.2	△ 1.0	△ 0.6	△ 4.4	1.2	1.5	1.1	12.4	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 4.0	0.03	△ 0.03	0.03	0.00
2	1.9	1.3	1.6	—	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.5	△ 2.5	1.3	1.4	1.5	△ 4.1	△ 1.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 2.0	0.27	0.02	△ 0.02	△ 0.01
3	2.2	△ 0.1	0.8	—	△ 2.9	△ 4.2	△ 4.3	△ 3.2	1.4	1.0	1.5	△ 5.8	△ 2.1	△ 2.6	△ 2.6	△ 2.8	0.10	0.00	0.12	0.02
4				—					1.2	1.6	1.6	2.2	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.7	△ 2.8	△ 0.51	△ 0.03	△ 0.21	△ 0.02
5				—																
資料出所	東京都総務局「毎月勤労統計調査」								厚生労働省「毎月勤労統計調査」								東京労働局「最近の雇用失業情勢」		厚生労働省「職業安定業務統計」	

(注) 1) 「月刊東京の産業・雇用就業統計」(東京都産業労働局総務部企画計理課発行)を基に、最新データを資料出所欄の各調査結果から追記している。

2) pは速報値、rは速報値から確報値に修正、△は減少を示している。

3) 前年比、前年同月比は抽出替時にギャップ修正値で算出するので、実数とは必ずしも一致しない。

4) 求人倍率は、新規学卒を除き、パートタイム労働者を含んだ数値である。年については実数値である。

5) 「毎月勤労統計調査」は、常用労働者5人以上の事業所が対象。「定期給与」には所定内給与及び所定外給与を含む。なお、東京都の特別給与は前年比・前年同月比が公表されていない。

6) 実質賃金指数=名目賃金指数(現金給与総額)÷東京都区部消費者物価指数×100

労働経済関係資料 (その2)

年月	鉱工業指数*7						所得・消費*8							物価指数			企業倒産*9				
	東京都工業指数			鉱工業指数(全国)			東京23区			全国				消費者物価指数(生鮮除く)		国内企業物価指数	東京都			全国	
	令和2年=100			令和2年=100			実収入	可処分所得	消費支出	実収入	可処分所得	消費支出		令和2年=100		令和2年=100	件数 (件)	負債額 (百万円)	大型倒産 (負債額10億以上) (件)	件数 (件)	負債額 (百万円)
	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	(勤労者世帯) (千円)	(勤労者世帯) (千円)	(勤労者世帯) (千円)	(勤労者世帯) (千円)	(勤労者世帯) (千円)	(勤労者世帯) (千円)	(2人以上の世帯) (千円)	東京23区	全国	全国					
令和元年	113.0	113.6	103.2	111.6	-	-	673	540	361	586	477	324	293	100.0	100.2	-	1,580	379,313	47	8,383	1,423,238
令和2年	100.0	100.0	108.9	100.0	100.0	92.6	702	562	343	610	499	306	278	100.0	100.0	100.0	1,392	239,239	53	7,773	1,220,046
令和3年	107.4	105.9	99.1	105.4	104.4	98.5	730	583	357	605	493	309	279	99.8	99.8	104.6	1,126	405,147	44	6,030	1,150,703
令和4年	110.1	106.5	115.5	105.3	103.9	101.2	684	551	350	618	501	321	291	101.9	102.1	114.9	1,151	321,542	39	6,428	2,331,443
令和5年	106.3	101.7	91.4	103.9	103.2	100.7	721	576	363	608	495	319	294	105.0	105.2	119.7	1,597	718,090	80	8,690	2,402,645
令和5年1月	105.1	97.9	110.8	101.1	99.9	102.8	588	478	375	496	405	331	302	104.2	104.3	119.9	93	8,133	2	570	56,524
2月	105.2	100.5	110.5	104.5	103.8	103.4	643	527	317	558	464	299	272	103.6	103.6	119.6	88	28,738	5	577	96,580
3月	106.8	103.5	99.5	104.9	104.3	103.6	593	482	380	499	407	340	313	104.0	104.1	119.7	158	66,237	10	809	147,434
4月	109.1	103.2	102.0	105.2	103.8	104.9	628	515	397	554	452	334	303	104.8	104.8	120.1	120	139,802	4	610	203,861
5月	101.7	96.9	100.3	104.1	103.5	105.5	615	484	353	470	346	312	286	104.7	104.8	119.3	130	31,609	8	706	278,734
6月	111.5	107.8	96.8	105.0	104.3	105.5	984	747	339	899	726	298	276	104.8	105.0	119.2	132	60,121	7	770	150,947
7月	109.3	105.5	97.2	103.5	102.9	105.7	780	616	347	638	513	306	282	105.2	105.4	119.5	149	79,625	7	758	162,137
8月	106.2	101.6	97.3	103.1	102.7	104.5	619	503	364	544	449	312	293	105.3	105.7	119.8	154	24,840	7	760	108,377
9月	103.9	99.2	97.7	103.2	103.3	103.6	593	476	346	487	399	312	283	105.2	105.7	119.6	122	28,878	6	720	691,942
10月	104.7	101.1	99.7	104.4	103.6	103.6	681	545	412	560	463	331	302	106.0	106.4	119.5	163	202,063	14	793	308,010
11月	101.7	94.7	96.0	103.8	102.8	103.6	627	494	333	494	404	302	287	106.0	106.4	119.8	148	24,571	7	807	94,871
12月	114.3	111.3	87.9	105.0	104.4	102.7	1,296	1,047	396	1,100	908	349	330	106.1	106.4	120.2	140	23,473	3	810	103,228
令和6年1月	100.3	92.3	85.0	98.0	96.6	101.0	653	526	359	497	408	313	289	106.0	106.4	120.2	131	22,130	3	701	79,123
2月	r96.9	r91.8	r87.4	97.4	95.9	101.6	687	551	345	561	466	308	280	106.2	106.5	120.4	122	36,117	4	712	139,596
3月	102.0	96.8	86.3	101.7	100.4	102.6	683	544	421	514	420	354	319	106.5	106.8	120.8	163	24,584	4	906	142,252
4月				100.8	100.0	102.4				566	453	345	313	106.4	107.1	121.4	148	28,975	9	783	113,423
5月														106.7		122.2	191	33,839	7	1,009	136,769
6月																					
	前年比・前月比						前年比・前年同月比(「実質増加率」)							前年比・前年同月比			前年比・前年同月比				
令和元年	△2.5	-	-	△2.7	-	-	5.6	6.2	1.0	0.5	0.4	1.2	0.9	0.9	0.6	-	3.2	△24.9	△2.1	1.8	△4.2
令和2年	△11.5	-	-	△10.4	△10.7	△8.3	4.2	4.1	△4.8	4.0	4.6	△5.6	△5.3	0.0	△0.2	-	△11.9	△36.9	12.8	△7.3	△14.3
令和3年	7.4	-	-	5.4	4.4	6.4	4.4	4.2	4.3	△0.7	△1.2	1.2	0.4	△0.2	△0.2	4.6	△19.1	69.3	△17.0	△22.4	△5.6
令和4年	2.5	-	-	△0.1	△0.5	2.7	△9.0	△8.3	△4.9	2.0	1.7	3.6	4.2	2.2	2.3	9.8	2.2	△20.6	△11.4	6.6	102.6
令和5年	△3.5	-	-	△1.3	△0.7	△0.5	1.3	0.7	△0.2	△1.5	△1.2	△0.6	1.1	3.0	3.1	4.2	38.7	123.3	105.1	35.1	3.0
令和5年1月	△8.3	-	-	△3.6	△2.8	△0.3	5.3	5.9	1.6	3.3	2.2	5.3	4.8	4.3	4.2	9.5	12.0	△62.3	△60.0	26.1	△15.5
2月	0.1	-	-	3.4	3.9	0.6	9.7	9.5	3.1	3.1	2.9	4.7	5.6	3.3	3.1	8.3	8.6	355.1	400.0	25.7	36.0
3月	1.5	-	-	0.4	0.5	0.2	△3.9	△4.5	4.9	△0.9	△1.4	△1.1	1.8	3.2	3.1	7.4	59.6	23.2	42.9	36.4	△13.1
4月	2.2	-	-	0.3	△0.5	1.3	10.6	10.2	0.2	2.6	3.5	△2.9	△0.5	3.5	3.4	5.8	64.4	846.5	100.0	25.5	150.8
5月	△6.8	-	-	△1.0	△0.3	0.6	6.3	6.3	3.8	△4.0	△3.9	△1.0	△0.4	3.1	3.2	5.1	30.0	129.4	166.7	34.7	218.9
6月	9.6	-	-	0.9	0.8	0.0	△7.5	△9.1	7.5	△1.9	△1.4	△0.7	△0.5	3.2	3.3	4.1	13.8	385.8	250.0	41.0	△87.7
7月	△2.0	-	-	△1.4	△1.3	0.2	6.4	5.2	△2.6	△3.0	△2.7	△3.6	△1.3	3.0	3.1	3.6	52.0	389.6	250.0	53.4	91.7
8月	△2.8	-	-	△0.4	△0.2	△1.1	△2.0	△1.9	△3.7	△3.5	△1.9	△3.4	1.1	2.8	3.1	3.4	92.5	△21.5	133.3	54.4	△53.6
9月	△2.2	-	-	0.1	0.6	△0.9	△1.1	△0.7	△6.3	△2.4	△1.3	△0.7	0.7	2.5	2.8	2.2	3.4	△63.1	△25.0	20.2	377.6
10月	0.8	-	-	1.2	0.3	0.0	6.0	4.6	8.0	△1.5	△1.4	0.6	1.3	2.7	2.9	1.1	71.6	564.5	600.0	33.0	254.0
11月	△2.9	-	-	△0.6	△0.8	0.0	5.1	2.6	△11.1	△1.6	△1.0	△2.1	0.3	2.3	2.5	0.5	25.4	24.6	250.0	38.8	△17.9
12月	12.4	-	-	1.2	1.6	△0.9	△3.7	△5.0	△4.9	△4.4	△4.6	△1.4	0.4	2.1	2.3	0.3	55.6	3.7	50.0	33.6	30.3
令和6年1月	△12.2	-	-	△6.7	△7.5	△1.7	8.7	7.6	△6.3	0.3	0.8	△5.4	△4.0	1.8	2.0	0.3	40.9	172.1	50.0	22.9	39.9
2月	△3.4	-	-	△0.6	△0.7	0.6	3.6	1.4	5.5	0.7	0.4	3.0	2.8	2.5	2.8	0.7	38.6	25.7	△20.0	23.3	44.5
3月	5.3	-	-	4.4	4.7	1.0	11.6	9.5	7.5	3.0	3.0	4.1	1.9	2.4	2.6	0.9	3.2	△62.9	△60.0	11.9	△3.5
4月		-	-	△0.9	△0.4	△0.2				2.3	0.2	3.2	3.4	1.6	2.2	1.1	23.3	△79.3	125.0	28.3	△44.3
5月		-	-											1.9		2.4	46.9	7.1	△12.5	42.9	△50.9
6月																					
	東京都総務局 「東京都工業指数月報」			経済産業省 「鉱工業指数」			東京都総務局「都民の暮らしむき」			総務省「家計調査」				総務省 「消費者物価指数」		日本銀行 「企業物価指数」	東京都産業労働局 「東京の企業倒産状況」			(株)東京商工リサーチ 「倒産月報」	

pは速報値、rは速報値から確報値に修正、△は減少を示している。

(注) 7) 「工業指数」の年の指数は原指数(月の指数は季節調整済指数)である。東京都の「出荷」及び「在庫」の前年比・前月比(確報値)は公表されていない。

8) 前年比・前年同月比は実質増減率である。

9) 企業倒産は負債額1千万円以上の倒産を、大型倒産は負債額10億円以上の倒産をそれぞれ示している。

業務改善助成金のご案内

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引き上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

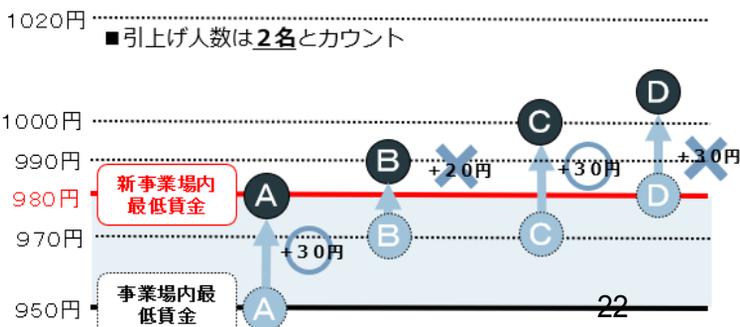
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に軽減

<導入後>

さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み時間や手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

対象!

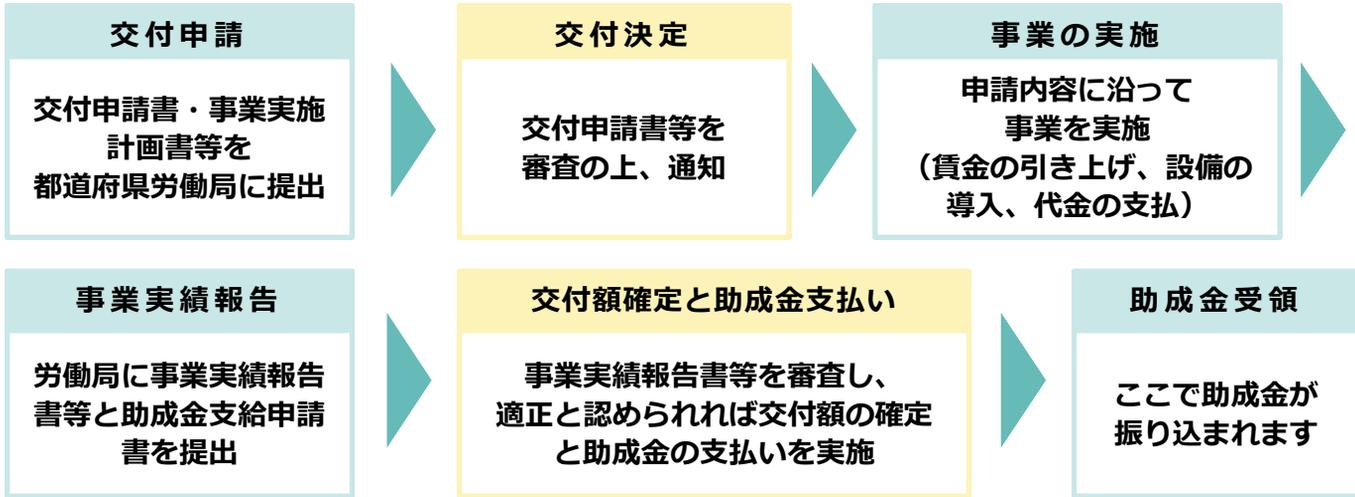
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回**までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

令和 5 年度 地域別最低賃金改定状況

令和5年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		引上げ率【%】	発効年月日
北海道	960	(920)	4.3	令和5年10月1日
青森	898	(853)	5.3	令和5年10月7日
岩手	893	(854)	4.6	令和5年10月4日
宮城	923	(883)	4.5	令和5年10月1日
秋田	897	(853)	5.2	令和5年10月1日
山形	900	(854)	5.4	令和5年10月14日
福島	900	(858)	4.9	令和5年10月1日
茨城	953	(911)	4.6	令和5年10月1日
栃木	954	(913)	4.5	令和5年10月1日
群馬	935	(895)	4.5	令和5年10月5日
埼玉	1028	(987)	4.2	令和5年10月1日
千葉	1026	(984)	4.3	令和5年10月1日
東京	1113	(1072)	3.8	令和5年10月1日
神奈川	1112	(1071)	3.8	令和5年10月1日
新潟	931	(890)	4.6	令和5年10月1日
富山	948	(908)	4.4	令和5年10月1日
石川	933	(891)	4.7	令和5年10月8日
福井	931	(888)	4.8	令和5年10月1日
山梨	938	(898)	4.5	令和5年10月1日
長野	948	(908)	4.4	令和5年10月1日
岐阜	950	(910)	4.4	令和5年10月1日
静岡	984	(944)	4.2	令和5年10月1日
愛知	1027	(986)	4.2	令和5年10月1日
三重	973	(933)	4.3	令和5年10月1日
滋賀	967	(927)	4.3	令和5年10月1日
京都	1008	(968)	4.1	令和5年10月6日
大阪	1064	(1023)	4.0	令和5年10月1日
兵庫	1001	(960)	4.3	令和5年10月1日
奈良	936	(896)	4.5	令和5年10月1日
和歌山	929	(889)	4.5	令和5年10月1日
鳥取	900	(854)	5.4	令和5年10月5日
島根	904	(857)	5.5	令和5年10月6日
岡山	932	(892)	4.5	令和5年10月1日
広島	970	(930)	4.3	令和5年10月1日
山口	928	(888)	4.5	令和5年10月1日
徳島	896	(855)	4.8	令和5年10月1日
香川	918	(878)	4.6	令和5年10月1日
愛媛	897	(853)	5.2	令和5年10月6日
高知	897	(853)	5.2	令和5年10月8日
福岡	941	(900)	4.6	令和5年10月6日
佐賀	900	(853)	5.5	令和5年10月14日
長崎	898	(853)	5.3	令和5年10月13日
熊本	898	(853)	5.3	令和5年10月8日
大分	899	(854)	5.3	令和5年10月6日
宮崎	897	(853)	5.2	令和5年10月6日
鹿児島	897	(853)	5.2	令和5年10月6日
沖縄	896	(853)	5.0	令和5年10月8日
全国加重平均額	1004	(961)	4.5	

※括弧書きは、令和4年度地域別最低賃金